

**令和5年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

(追加分)

資料一覧表

(令和5年12月11日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	10	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	11	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	12	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	13	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案	14	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	19

議案第9号補助資料 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年泉南市規則第2号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年泉南市規則第2号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

議案第10号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の217.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和6年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

議案第11号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の120</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の110</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の125</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正前	改正後
<p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の125</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第</p>

改正前	改正後
<p>2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の121.25</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第12号補助資料 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、<u>勤勉手当及び特殊勤務手当</u>をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第22条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第24条第3項中「基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第4号において同じ。)</u>において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等においてその職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額」とあるのは、「基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p>

議案第13号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前			改正後		
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。			(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。		
	手数料を徴収する事項	単位及び金額		手数料を徴収する事項	単位及び金額
(略)			(略)		
10	認可地縁団体に関する証明書の交付	1件につき500円	10	認可地縁団体に関する証明書の交付	1件につき500円
11	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円	11	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での交付を含む。）	1通につき450円
12	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき750円	12	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに当該戸籍電子証明書と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を同時に請求する場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
13	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき350円	13	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での交付を含む。）	1通につき750円
14	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき450円	14	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに当該除籍電子証明書と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書を同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
15	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき350円			
16	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知届出の受理の証明書の交付	1通につき1,400円			

改正前			改正後		
17	戸籍の届書その他受理した書類の閲覧	書類1件につき350円	15	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき350円
18	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき400円	16	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
19	住民票の写しの交付	1件につき300円（多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円）	17	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき350円
20 ～ 47	(略)		18	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき1,400円
			19	戸籍の届書その他受理した書類の閲覧又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円
			20	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき400円
			21	住民票の写しの交付	1件につき300円（多機能端末機による交付の場合にあっては、1件につき200円）
			22 ～ 49	(略)	

(手数料の計算方法等)

第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 前条の表18から21の項の閲覧若しくは写しの交付又は証明については、住

(手数料の計算方法等)

第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 前条の表20から23の項の閲覧若しくは写しの交付又は証明については、住

改正前	改正後
<p>民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写しの交付及び記載事項の証明にあっては1世帯を1件とし、戸籍の附票の写し及び記載事項の証明にあっては1戸籍を1件とする。</p> <p>(3) 前条の表26の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>(4) 前条の表26の項で政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。</p> <p>(5) 前条の表36の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。</p> <p>(6) 前条の表37の項の閲覧については、公簿にあっては1冊を、公文書にあっては1文書を、図面にあっては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表38及び39の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにおいて1筆を、建物に係るものにおいて1家屋番号を、その他において1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写しの交付及び記載事項の証明にあっては1世帯を1件とし、戸籍の附票の写し及び記載事項の証明にあっては1戸籍を1件とする。</p> <p>(3) 前条の表28の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。</p> <p>(4) 前条の表28の項で政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。</p> <p>(5) 前条の表38の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。</p> <p>(6) 前条の表39の項の閲覧については、公簿にあっては1冊を、公文書にあっては1文書を、図面にあっては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表40及び41の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにおいて1筆を、建物に係るものにおいて1家屋番号を、その他において1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

議案第14号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第6章 保険料 (第12条—<u>第50条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第51条—第54条</u>)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条及び第42条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35</p>	<p>目次</p> <p>第6章 保険料 (第12条—<u>第52条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第53条—第56条</u>)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条、<u>第42条及び第43条</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35</p>

改正前	改正後
<p>条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 (略)	2 (略)

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第40条及び第42条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第40条、<u>第42条及び第43条</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条<u>及び第43条</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者</u></p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保</u></p>

改正前	改正後
<p>となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）<u>又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額<u>又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u></p>	<p>険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）<u>若しくは第33条の額又は第40条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第42条第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第43条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額若しくは第33条の額又は第40条第1項各号に定める額、<u>第42条第1項に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号に定める額、第43条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u></p>

改正前	改正後
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規</p>

改正前	改正後
<p>定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略） (2)・(3)（略） 2～4（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 当該年度において第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p>	<p>定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略） (2)・(3)（略） 2～4（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 当該年度において第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
	<p>(<u>出産被保険者の保険料の減額</u>)</p> <p><u>第43条</u> 当該年度において、世帯に<u>出産被保険者</u>（<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。</u>）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、<u>第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第51条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から<u>出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「<u>保険料率</u>」とあるのは「<u>額</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>」と、「<u>第15条又は第18条</u>」とあるのは「<u>第24条又は第27条</u>」と、「<u>第22条に規定する額</u>」とあるのは「<u>第31条に規定する額</u>」と、第2項中「<u>第17条</u>」とあるのは「<u>第26条</u>」と読み替えるものとする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>当該年度において、第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、第6項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定す</u></p>

改正前	改正後
<p>(保険料の額の通知) 第43条 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料) 第44条 (略)</p> <p>(延滞金) 第45条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(過誤納金の還付等) 第46条 (略)</p> <p>(徴収猶予) 第47条 (略)</p> <p>(保険料の減免) 第48条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出) 第49条 (略) 2 (略)</p>	<p><u>る額」と、第6項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(保険料の額の通知) 第44条 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料) 第45条 (略)</p> <p>(延滞金) 第46条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(過誤納金の還付等) 第47条 (略)</p> <p>(徴収猶予) 第48条 (略)</p> <p>(保険料の減免) 第49条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出) 第50条 (略) 2 (略)</p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u> 第51条 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産の予定日</u></p>

改正前	改正後
<p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p><u>第51条</u> (略)</p> <p><u>第52条</u> (略)</p> <p><u>第53条</u> (略)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(令和2年度から令和5年度までにおける一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)</p> <p>5 令和2年度から令和5年度までの年度分における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第17条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課額(第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)</p>	<p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第52条</u> (略)</p> <p><u>第53条</u> (略)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p> <p><u>第55条</u> (略)</p> <p><u>第56条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(令和2年度から令和5年度までにおける一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)</p> <p>5 令和2年度から令和5年度までの年度分における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第17条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課額(第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)</p>

改正前	改正後
<p>の総額（以下「基礎賦課総額」という。）の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～17 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>18 当分の間、<u>第45条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>19～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、<u>第48条</u>の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</p>	<p>の総額（以下「基礎賦課総額」という。）の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～17 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>18 当分の間、<u>第46条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>19～23 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例)</p> <p>24 附則第4項の規定にかかわらず、<u>第49条</u>の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</p>

